

2014/01/06 18:07 現在の情報です。

東京都港区浜松町一丁目18番16号住友浜松町ビル  
株式会社キャリアブレイン  
会社法人等番号 0104-01-056364



商号	株式会社キャリアブレイン	
本店	東京都港区新橋一丁目7番10号汐留スペリアビル4階	
	東京都港区浜松町一丁目18番16号住友浜松町ビル	平成20年11月17日移転 平成20年11月17日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う	平成21年 6月25日変更
		平成21年10月 1日登記
会社成立の年月日	昭和60年9月30日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業</li> <li>2. 労働者派遣法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業</li> <li>3. 求人・採用活動に関する広告並びにコンサルティング</li> <li>4. 医療施設の経営に関するコンサルティング</li> <li>5. 広告業及び広告代理店業</li> <li>6. 情報配信事業</li> <li>7. 損害保険代理業</li> <li>8. 生命保険の募集に関する業務</li> <li>9. 人材育成のための教育事業、カウンセリング並びにセミナーの企画及び運営業務</li> <li>10. 損害保険会社に対する特定証券業務の委託の斡旋及び支援</li> <li>11. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成19年11月30日変更 平成19年12月 3日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業</li> <li>2. 求人・採用活動に関する広告並びにコンサルティング</li> <li>3. 医療施設の経営に関するコンサルティング</li> <li>4. 広告業及び広告代理店業</li> <li>5. 情報配信事業</li> <li>6. 人材育成のための教育事業、カウンセリング並びにセミナーの企画及び運営業務</li> <li>7. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成23年 6月 9日変更 平成23年 7月 1日登記</p>	
発行可能株式総数	6万株	平成17年 3月30日変更
		平成17年 3月31日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万5000株	平成18年 2月14日変更
		平成18年 2月16日登記
資本金の額	金5000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡または取得することができない。	
	平成21年 6月25日設定	平成21年10月 1日登記
役員に関する事項	当会社の株式は、株主総会の承認がなければ譲渡または取得することができない。	
	平成23年 2月 9日変更	平成23年 3月 8日登記
役員に関する事項	取締役 吉岡政晴	平成21年 6月25日重任 平成21年10月 1日登記
	取締役 吉岡政晴	平成23年 6月 9日重任 平成23年 8月 2日登記
	取締役 吉岡政晴	平成25年 6月12日重任 平成25年 7月24日登記
	取締役 在間義記	平成21年 6月25日重任 平成21年10月 1日登記

		平成23年 2月 9日辞任
		平成23年 3月 8日登記
取締役	下 勝 徳	平成21年 6月25日重任
		平成21年10月 1日登記
		平成23年 2月 9日辞任
		平成23年 3月 8日登記
取締役	佐々木 隆 宏	平成25年 3月 1日就任
		平成25年 3月15日登記
取締役	佐々木 隆 宏	平成25年 6月12日重任
		平成25年 7月24日登記
取締役	貝 瀬 貴 三	平成25年 3月 1日就任
		平成25年 3月15日登記
取締役	貝 瀬 貴 三	平成25年 6月12日重任
		平成25年 7月24日登記
代表取締役	吉 岡 政 晴	平成21年 6月25日重任
		平成21年10月 1日登記
代表取締役	吉 岡 政 晴	平成23年 6月 9日重任
		平成23年 8月 2日登記
代表取締役	吉 岡 政 晴	平成25年 6月12日重任
		平成25年 7月24日登記
代表取締役	在 間 義 記	平成21年10月 1日就任
		平成21年10月 1日登記
		平成23年 2月 9日退任
		平成23年 3月 8日登記
監査役 (社外監査役)	大 山 亨	平成19年11月30日重任
		平成19年12月 3日登記
		平成23年 2月28日辞任
		平成23年 3月 8日登記
監査役 (社外監査役)	中 野 鍾	平成19年11月30日重任
		平成19年12月 3日登記
監査役 (社外監査役)	中 野 鍾	平成23年 6月 9日重任
		平成23年 7月 1日登記
		平成23年 6月30日辞任
		平成23年 7月 1日登記
監査役 (社外監査役)	小 林 俊 二	平成20年 1月23日就任
		平成20年 1月24日登記
監査役 (社外監査役)	小 林 俊 二	平成23年 6月 9日重任
		平成23年 7月 1日登記

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  
 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  
 平成19年 6月28日設定 平成19年 7月 9日登記

平成23年 2月 9日廃止 平成23年 3月 8日登記

社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。  
 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。  
 平成19年 6月28日設定 平成19年 7月 9日登記

新株予約権

第1回新株予約権  
 新株予約権の数

1642個

1642個（新株予約権1個につき普通株式1.5株。）

平成18年 2月14日変更 平成19年12月 3日登記

358個（新株予約権1個につき普通株式1.5株。）

平成19年12月 3日変更 平成19年12月 3日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 1642株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

普通株式 2463株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

平成18年 2月14日変更 平成19年12月 3日登記

普通株式 537株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

平成19年12月 3日変更 平成19年12月 3日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1万2000円

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{分割・併合の比率}}{1}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}$$

調整後 調整前 ×  

$$\text{払込金額} = \text{払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数}}$$
 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとする。  
 さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

8000円  
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行+株式数}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{既発行+株式数}}{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}$$

調整後 調整前 ×  

$$\text{払込金額} = \text{払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数}}$$
 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとする。  
 さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

平成18年 2月14日変更 平成19年12月 3日登記  
 新株予約権を行使することができる期間

平成17年6月1日から平成24年4月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員（契約社員、アルバイト・パート社員を含む）のいずれかの地位を保有していること。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合及び取引先、コンサルタント等外部支援者はこの限りでない。
- ②その他の権利行使条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①当社は、新株予約権者またはその相続人が権利を行使する条件に該当しなくなった場合はその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。
- ②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で消却することができる。

（会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件）

- ① 当社は、新株予約権者またはその相続人が権利を行使する条件に該当しなくなった場合はその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得する。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 7月 5日登記

平成17年 5月20日登記

平成23年5月26日新株予約権全部放棄

平成23年 7月 1日登記

第2回新株予約権  
 新株予約権の数

504個  
 449個

平成19年12月 3日変更 平成19年12月 3日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 504株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について

て行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

普通株式 449株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

平成19年12月 3日変更 平成19年12月 3日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

8000円

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後 調整前 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株数}}$

払込金額 払込金額 既発行株式数 + 新規発行による増加株式数  
上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年5月1日から平成24年4月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員（契約社員、アルバイト・パート社員を含む）のいずれかの地位を保有していること。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合及び取引先、コンサルタント等外部支援者はこの限りでない。

②その他の権利行使条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

①当社は、新株予約権者またはその相続人が権利を行使する条件に該当しなくなった場合はその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で消却することができる。

（当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件）

① 当社は、新株予約権者またはその相続人が権利を行使する条件に該当しなくなった場合はその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得する。

② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 7月 5日登記

平成18年 4月24日登記

平成23年5月26日新株予約権全部放棄

平成23年 7月 1日登記

### 第3回新株予約権

#### 新株予約権の数

180個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

170個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成19年12月 3日変更 平成19年12月 3日登記

#### 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式180株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

普通株式170株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成19年12月 3日変更 平成19年12月 3日登記

#### 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

#### 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、価額は1株あたりの払込金額（以下、行使価額とする）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とし、発行当初は金38,000円とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数 × 1株あたり払込金額

既発行株式数 +

新規発行前の株価

調整後 調整前  
払込金額 = 払込金額 ×

既発行株式数 + 新規発行による増加株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

#### 新株予約権を行使することができる期間 平成21年5月1日から平成26年4月30日まで

#### 新株予約権の行使の条件

①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。

②新株予約権行使時において当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由のあると認めた場合はこの限りでない。

③当社の普通株式にかかる株券が、上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

④その他の条件については、本新株予約権の発行を承認する臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権を有する者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約

権を無償で取得することができる。

平成19年 4月 4日発行

平成19年 5月16日登記

平成23年5月30日新株予約権全部放棄

平成23年 7月 1日登記

第4回新株予約権

新株予約権の数

583個

(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式583株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整する必要がある場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、価額は1株あたりの払込金額(以下、行使価額とする)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とし、発行当初は金4万4000円とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成22年5月1日から平成27年4月30日まで

新株予約権の行使の条件

①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。

②新株予約権行使時において当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由のあると認めた場合はこの限りでない。

③当社の普通株式にかかる株券が、上場された場合に限り、新株予約権を行行使することができる。

④その他の条件については、本新株予約権の発行を承認する臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権を有する者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

平成20年 4月10日発行

平成20年 8月20日登記

	平成23年5月30日新株予約権全部放棄	平成23年 7月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 4日登記
	平成23年 2月 9日廃止	平成23年 3月 8日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 4日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成20年 6月26日設定 平成20年 8月20日登記
	平成23年 2月 9日廃止	平成23年 3月 8日登記
登記記録に関する事項	平成17年1月15日札幌市北区北七条西一丁目1番地2から本店移転 平成17年 1月20日登記	

\*下線のあるものは抹消事項であることを示す。